

県南広域振興局長告示第 106 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定により、江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）の荒川頭首工管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成 20 年 6 月 13 日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 取水及び出水に関する事項

- (1) 頭首工の取水位は、標高 33.863 メートルとする。
- (2) 取水期間は、毎年 4 月 26 日から 9 月 10 日までとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項